

横浜市住宅緊急支援事業 補助対象工事の例

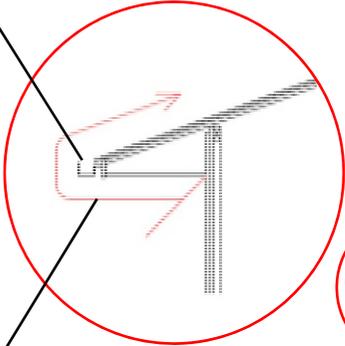
【凡例】 ○：対象 △：付帯工事（○に伴う工事） ×：対象外

部位	工事の例
共通	<p>対象 ○ 補修工事に伴う撤去 ○ 補修工事に必要な仮設工事</p>
	<p>対象外 × 台風による被害が原因ではない破損箇所の修理 × 解体・撤去工事のみ × 内装に関する工事 × バルコニーの補修（屋根を兼ねるバルコニーは屋根扱い） × 洗浄・消毒</p>
屋根	<p>対象 ○ 損傷した屋根の補修（一部損傷した屋根補修に関連して全面改修する場合も含む） ○ 屋根葺き材の補修（交換、積み直し、種類の変更も可） ○ カバー工法による補修 ○ 棟の補修 ○ 破風板、鼻隠しの補修 ○ 軒裏の補修 ○ 屋根を兼ねるバルコニーの床面補修</p> <p>【上記補修に付帯する以下の工事】 △ 雨押さえカバー、雪止め、水切り、コーキング △ 雨樋の補修工事 △ 補修部分の塗装工事 △ 軒裏換気口の交換</p>
	<p>対象外 × 破損していない古くなった屋根葺き材の取替 × 屋根の補修を伴わない雨樋のみの工事 × 落ちた瓦を元の位置に乗せただけ、簡易な留め方など不適切な施工によるもの × 庇・玄関庇・出窓の補修 × 塗装補修のみの工事 × コーキング補修のみの工事</p>
外壁等	<p>壁、柱、土台等</p> <p>対象 ○ 筋交い、構造用の面材等の補修 ○ 柱、土台等の構造耐力上主要な部分の補修</p> <p>△ 上記補修に付帯する工事</p>
	<p>対象外 × 外壁の塗り替え × 柱、土台、筋交い、面材等の構造部材の補修を伴わない外装材（サイディング、タイル、トタン等）のみの張替えや、損傷した外壁（モルタル、土壁等）のみの補修 × ドア、窓、雨戸、シャッター、シャッターボックスの取替え × 割れたガラスの取替え</p>
基礎	<p>対象 ○ 壊れた基礎の補修（基礎崩れ、ひび） （無筋基礎の場合には、鉄筋コンクリートによる耐震補強を含む）</p>
	<p>対象外 × 地盤補強</p>

屋根の補修対象工事イメージ

○:対象
△:付帯工事(○に伴う工事)
×対象外

△ 雨樋:屋根と一緒に補修する場合は対象



○ 屋根材の範囲
(軒裏、破風板、鼻隠し)

× バルコニー

× 庇

× 玄関ポーチ庇

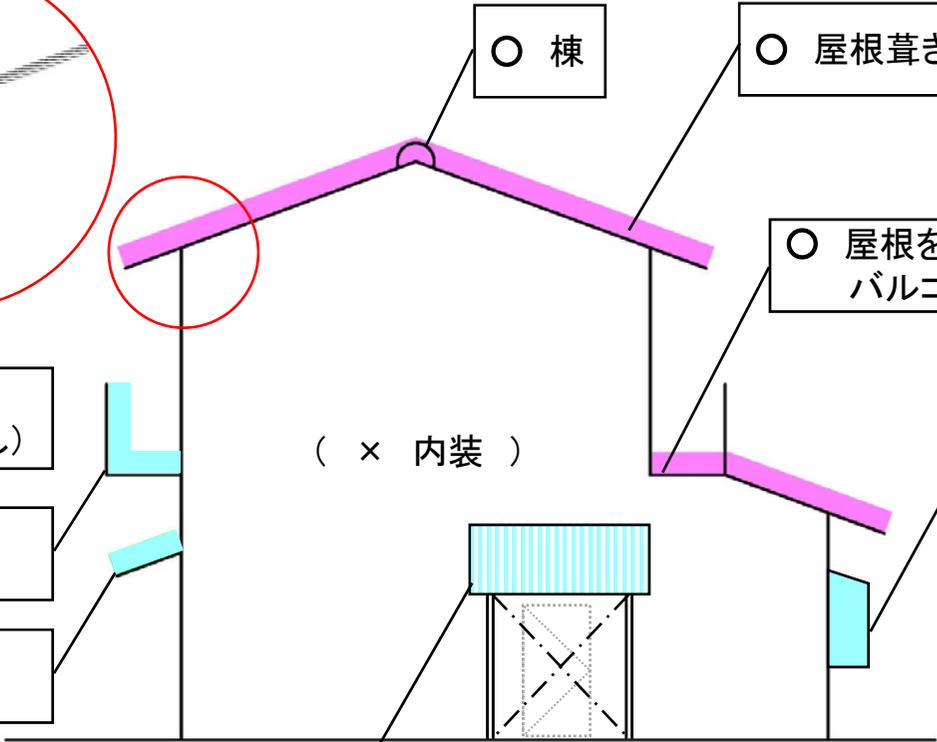
○ 棟

○ 屋根葺き材

○ 屋根を兼ねる
バルコニーの床面

(× 内装)

× 出窓



外壁等の補修対象工事イメージ

